

平成29年度 さいたま市立白幡中学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立白幡中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識を持つ。
- 2 いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、「学校いじめ対策委員会」に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 いじめられている生徒を最後まで守り抜く。徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- 4 特定の教職員がいじめの情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 生徒と生徒、生徒と教職員の間、共感的な人間関係を築く。
- 6 いじめの早期発見・早期対応に努める。
- 7 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。
- 9 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘定して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本

人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、
養護教諭、特別支援コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、
PTA 会長、学校評議委員、主任児童委員、民生委員

(※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、浦和警察署、さいたま市児童相談所、
南区支援課等の関係機関に出席を要請する。)

(3) 開催

ア 定例会（各学期1回程度開催）

イ 校内委員会（生徒指導部会と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行も含む。）

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：**いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。**
- (2) 構成員：生徒会長、生徒副会長（2名）、生徒会常任委員（4名）、各委員会委員長（8名）、
（学級員会・各部活動部長）
- (3) 開催：各学期1回程度開催（1学期は2回開催）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 分かる授業づくり

- すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を行う。

2 道徳教育の充実

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガン作り
 - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講和
 - ・「いじめによる防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級での指導
 - ・学校便りやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラムの授業を通して」

- 「いじめ撲滅強化月間」に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会を作り、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査や、本校独自の悩みアンケートの結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。
- 授業の実施：各学年1学期

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：1学年・2学年・3学年 6月

7 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情を持って、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団作りに努める。
- 「赤ちゃん触れ合い体験」の実施：3学年10～11月

8 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。**
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。**
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。**

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント
 - ・生徒のささいな変化に気付くこと
 - ・気付いた情報を共有すること
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称して、からかいの様子が見られる
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番の押し付けられる
- (5) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない。雑用をやらされている。
- (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：（年3回）
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：結果に応じて、児童生徒と面談を行う。面談した児童生徒について、
記録をとり保存し、学年学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 本校独自の心のアンケートを毎月末に実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年1回、教育相談週間を設定する。(2学期)
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施： 7月・12月（年2回実施・学期末の家庭通信票の中で行う）
- (2) アンケート結果の活用

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任指導委員：（※必要に応じて）
- (2) 学校評議員：5月・11月・2月（年3回実施）

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は・・・校長を補佐し、各担当に指示し、情報を集め校長に報告する。
- 教務主任は・・・校長、教頭を補佐し、各担当を支援し、情報を集める。
- 担任は・・・事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は・・・担任の情報収集の手助け、主に事実を知る生徒から事実確認を行う。
- 学年主任は・・・担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は・・・生徒の情報収集を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全職員に共通理解を図るために体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は・・・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒のケアについて、方針を検討する
- 特別支援教育コーディネーターは・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか情報収集を行

う。

- 養護教諭は・・・生命・心身への重大被害について、情報収集や医療機関との連携を図る。
- 部活動の顧問は・・・事実確認のため、情報収集を行う。
- さわやか相談員は・・・生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等のケアを行う。
- 保護者は・・・家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は・・・いじめを発見、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づき、次の対処を確実に行う。
 - 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
 - 児童生徒又は保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断
- <学校を調査主体とした場合>
- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
 - 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
 - 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめ防止等に対する意識の向上や、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修を年に複数回実施する。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施と結果の検証

2 校内研修

- (1) 「わかる授業づくりの推進」
 - 公開授業・・・授業改善のため、互いの授業を参観し合う機会を年間計画に位置づける。
 - 授業規律・・・チャイムで授業開始、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導、指導の在り方の見直し。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 生徒理解・・・スクールカウンセラーによる生徒理解のための講義や演習を行う。
- (3) 情報モラル研修：・・・講師を招いて、携帯電話・スマートフォンの正しい使い方について啓発を図る。
- (4) 「Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」にある、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修を実施する。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組アンケート」の実施期間： 7月、12月、3月とする。
- (2) いじめ対策委員会の開催期間： 6月、11月、2月
- (3) 校内研修会等の開催時期： 8月、2月とする。
- (4) いじめの問題に関する校内研修の開催時期（予定）
 - ・ 6月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修、人権教育に係る研修
 - ・ 8月：生徒指導に係る伝達研修
 - ・ 1月：教育相談・特別支援教育に係る研修